三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え三十五年以下	年七厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也

「年一・八五パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也

「年一・八五パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百六十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

「年六厘」を「年七厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百六十九号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

「年六厘」を「年七厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百七十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、農作物基準共済掛金率、農作物通常標準被害率、農作物通常共済掛金標準率、農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率、農作物異常共済掛金標準率、農作物通常責任保険歩合、農作物異常標準被害率及び農作物再保険料率を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十七年産の水稲及び陸稲並びに平成二十八年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十六年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成二十七年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百七十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十六条第二項、第百七条第三項第一号、第百二十四条第一項第一号、第百三十五条第一号、第百三十六条第一項及び第二項並びに第百四十一条の六第一項の規定に基づき、同法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十四号（農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十七年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十六年以前の年産の水稲に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百七十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項、第百三十五条第六号ロ、第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、園芸施設基準共済掛金率、園芸施設通常標準被害率、園芸施設再保険料基礎率甲、園芸施設再保険料基礎率乙、園芸施設保険料基礎率甲及び園芸施設保険料基礎率乙を次のように定める。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　平成二十七年一月九日農林水産省告示第五十四号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件の全部を改正する件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十七年四月一日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市美麻字大山二一五〇二の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）